全国公立高等学校事務職員協会議事規則

昭和３１年８月５日　　決議

昭和３１年８月５日　　施行

第　１　条　　本会の総会の議事については、この規則に定めるところによる。

総会以外の機関についても、この規則を準用するものとする。

第　２　条　　総会に次の機関を置く。

議長団　　運営委員会　　審査委員会

第　３　条　　議長団は、議長３名を以て構成し、この規則に定める議長の職権を行使する。

第　４　条　　運営委員会は、委員９名を以て構成し、その構成員の互選により委員長を置く。運営委員は委員の合議により、次の職務を行う。

１　議事の円滑な運営を図る

２　議場の管理

３　議事内容の公表

４　その他総会の議決によって付託された事項

第　５　条　　審査委員会は委員６名を以て構成し、その構成員の互選により委員長を置く。

審査委員は委員の合議により、次の職務を行う。

１　出席代議員の資格審査

２　会議及び議案の成否の審査

３　選挙、採決その他の投票の管理審査

４　その他総会の議決によって付託された事項

第　６　条　　総会の機関の選出、構成は、一切の行事に先行するものとし、その構成員は、各支部により２名を選出してこれにあてる。

前項により選出された構成員の各機関への配慮は、構成員の互選によって決める。

第　７　条　　総会は、代議員の定数の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した代議員は、出席したものとみなす。

第　８　条　　審査委員会は、出席代議員（以下委任状を提出した代議員を含む）の出席数が定数の過半数に達したときは、審査委員長は、総会の成立を宣言する。

第　９　条　　総会の開会、休憩または閉会は議長が宣言する。

第　10　条　　議長が開会を宣言したときは、一切の議事に先行して、運営委員長が議事日程を付議しなければならない。

運営委員会が必要あると認めたときは、議事日程を変更または追加することができる。

代議員から議事日程の変更または追加の動議が提出されたときは、討議を用いないで、運営委員会にはかり、その決するところによって付議する。

第　11　条　　代議員は、協会または、支部が議案、決議案、宣言案、意見書などを提出しようとする時は、その案を添えて運営委員会に提出しなければならない。

第　12　条　　動議は２名以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

動議を議題とするときは、議長は、運営委員会にはかり、議事の順序を決めなければならない。

次の動議は、先決動議とし、進行中の議事を中断して、討議採決しなければならない。

１　休憩

２　討論の省略または打切

３　発言時間の制限

第　13　条　　議長は、必要があると認めたときは、数件を一括議題とし、または一議案を分割して議題とすることができる。

第　14　条　　議題は、まず提出者の説明を聞き、代議員の質疑の後討論に付し、その集結後採決する。

議長は、必要があると認めたときは、全国理事会における討論の経過及び結果を報告させることができる。

第　15　条　　議題になった議案を撤回し、または訂正するには、総会の承認を必要とする。ただし、印刷の誤りによる字句の訂正は、その限りではない。

第　16　条　　総会は、修正動議により生じた条項、字句、及び数字の処理を、議長に委任することができる。

第　17　条　　代議員が発言しようとするときは、挙手して議長を呼び、議長の指示を持って、所属都道府県市名、学校名、氏名を告げてから発言しなければならない。

第　18　条　　議長が代議員として発言しようとするときは、議席につき、発言を終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討議をしたときは、その議題の採決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

第　19　条　　採決は、出席代議員の過半数による。

議長は、採決しようとするときは、その旨宣言し、挙手により可否を決する。

議長が可否の挙手の多少を認定し難いとき、出席代議員１０名以上から要求があったとき、または前項の議長の宣言に対し、出席代議員１０名以上から異議の申し立てがあったときは、議長の無記名投票により可否を決しなければならない。議決に条件を付けることはできない。

第　20　条　　採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

修正案が２以上あるときは、その採決の順序は議長が決める。

第　21　条　　可決された議案は、同一年度中は再び提出することはできない。

第　22　条　　議長は、開催地、都道府県市において、次の事項を記載した会議録をとりまとめ、閉会後５０日以内に本部に提出しなければならない。

１　開会、閉会に関する事項及び年月日時

２　出席代議員氏名（学校名、都道府県市）

３　議事日程

４　議長団、運営委員会、審査委員会の構成員氏名

５　会場の内容及び顛末

６　その他必要事項

第　23　条　　この規則の疑義は、運営委員会が決める。

附　則（昭和３１．８．５）

この規則は昭和３１年８月１日から施行する。

附　則（昭和４３．７．３１）

この規則は昭和４３年８月３日から施行する。

附　則（平成２４．７．２６改正）

この規則は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。